

議案第 1 号

平成 29 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,698 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,005,346 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 14 日提出

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 分担金及び負担金		19,679	△1,070	18,609
	2 負 担 金	16,959	△1,070	15,889
13 国庫支出金		287,754	△11,238	276,516
	1 国庫負担金	162,858	607	163,465
	2 国庫補助金	118,367	△11,845	106,522
14 道支出金		171,988	703	172,691
	1 道負担金	111,631	△946	110,685
	2 道補助金	51,176	1,649	52,825
17 繰入金		228,159	4,203	232,362
	1 基金繰入金	214,788	4,203	218,991
20 町 債		459,400	11,100	470,500
	1 町 債	459,400	11,100	470,500
歳 入 合 計		4,001,648	3,698	4,005,346

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		46,721	212	46,933
	1 議 会 費	46,721	212	46,933
2 総 務 費		486,561	3,917	490,478
	1 総 務 管 理 費	465,649	3,917	469,566
3 民 生 費		780,513	△6,131	774,382
	1 社 会 福 祉 費	654,604	△8,842	645,762
	2 児 童 福 祉 費	125,559	2,711	128,270
4 衛 生 費		621,868	△1,538	620,330
	1 保 健 衛 生 費	429,644	△1,681	427,963
	2 清 掃 費	192,224	143	192,367
6 農 林 水 産 業 費		89,703	756	90,459
	1 農 業 費	32,352	756	33,108
8 土 木 費		438,591	83	438,674
	4 都 市 計 画 費	207,396	83	207,479
9 消 防 費		316,067	△4,420	311,647
	1 消 防 費	316,067	△4,420	311,647
10 教 育 費		212,433	1,298	213,731
	3 中 学 校 費	25,401	829	26,230
	5 保 健 体 育 費	91,991	469	92,460
14 職 員 給 与 費		461,421	9,521	470,942
	1 職 員 給 与 費	461,421	9,521	470,942
歳 出 合 計		4,001,648	3,698	4,005,346

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	木古内町都市計画道路3・4・3環状線通整備事業	千円		千円	千円		千円
				平成27年度	232,000		平成27年度	232,000
			602,000	平成28年度	284,000	597,000	平成28年度	284,000
			平成29年度	86,000		平成29年度	81,000	

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	99,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、直 し見借り方 式で政府地 方公共団体 金融機構資 金に於いて は、当該見 直し後の利 率)	99,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、直 し見借り方 式で政府地 方公共団体 金融機構資 金に於いて は、当該見 直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	81,500			81,500			
公共施設整備事業債	99,100			99,100			
観光施設整備事業債	17,500			17,500			
道路整備事業債	33,900			45,000			
橋梁整備事業債	25,500			25,500			
消防施設整備事業債	102,400			102,400			
計	459,400			470,500			